

平成22年10月5日

「武庫川水系河川整備計画原案についての意見書(答申書)」に対する県の考え

平成22年1月26日の第55回武庫川流域委員会に、武庫川水系河川整備計画(原案)を提示して以降、14回の流域委員会、17回の運営委員会を開催し、熱心に審議をしていただきました。おかげをもちまして、河川整備計画(原案)を改訂版という形で取りまとめることができました。松本委員長、川谷委員長代理をはじめ、委員のみなさまには心から感謝申し上げます。

兵庫県では、総合的な治水対策に取り組むため、武庫川をトップランナーとして、流域市の協力も得ながら、全庁組織をあげて計画づくりを進めてきました。武庫川の治水については、ひとたび堤防が決壊すると甚大な被害が想定される下流部築堤区間の内、流下能力の低い区間の安全性向上が喫緊の課題と認識し、この課題に的確に対応するため、早期かつ着実に整備効果が発現できる対策を選定しています。このような内容を中心とした河川整備計画(原案)の改訂版は、県と流域委員会の双方が時間をかけて辛抱強く「合意形成」を図ってきた「参画と協働のプロセスの成果」として、流域委員会から高い評価をいただきました。

河川整備計画策定後は、計画の具体化の段階に移ります。武庫川流域圏に暮らす多くの人の命と暮らしを守るために、流域市の協力も得ながら、流域全体で防災力の向上を進める総合的な治水対策(河川対策・流域対策・減災対策)に取り組んでまいります。

なお、河川整備計画の策定に向けた今後の予定や、答申書に記載された意見に対する県の考えは、以下のとおりです。

1 河川整備計画の策定に向けた今後の予定

今後、河川法に基づく関係市長の意見聴取、パブリックコメントによる県民意見聴取を行った上で、国土交通大臣の同意を得て、河川整備計画を策定します。

また、河川整備計画(原案)に位置づけた流域対策と減災対策は、県と流域7市が協力して進める必要があるため、両者で構成する協議会を設立し、「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」を策定します。

これらの手続きを経て、平成23年度より下流部築堤区間の河床掘削工事をはじめとする、河川整備計画に位置づけた事業に着手し、早期に洪水に対する治水安全度の向上を図りたいと考えています。

武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)

2 答申書「5.整備計画推進体制への配慮と注文について」等に対する県の考え

答申書の第5項において、以下の4点について意見をいただいています。これらについては、今後、具体的な対応について検討し、実施していきたいと考えています。

武庫川の取り組みを発信する「武庫川シンポジウム」の開催
河川整備計画(原案)の関連文書の公開
フォローアップ委員会の適切なメンバー選定
流域連携の推進

また、答申書では、「総合治水条例(仮称)」を検討することについても意見をいただいています。このことについては、流域対策や減災対策をより一層推進するために、他府県の条例なども参考にしながら検討を進めているところです。